

○豊川市民生委員推薦会規則

昭和52年10月1日規則第17号

改正

平成26年3月31日規則第16号

平成28年10月1日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、豊川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員8名以内をもって組織する。

2 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市の職員
- (6) 学識経験のある者

(幹事及び書記)

第3条 推薦会の幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議の非公開等)

第4条 推薦会の会議は、非公開とする。

2 推薦会の委員、幹事及び書記は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、推薦会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成28年 9月30日までの間における豊川市民生委員推薦会の委員については、この規則による改正後の豊川市民生委員推薦会規則第 2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月1日規則第69号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。